

議案第33号 国民健康保険税について

【本会議質疑】

◆課税限度額の引き上げの時期について

- ① 課税限度額の引き上げについて、大府市はこれまで、国はもちろん、他の自治体よりも、後追いする形で議案提案してきた。
今回は、知多半島でも先陣を切る形での、医療分の引き上げとした理由について。

議案第31号 大府市税条例の一部改正について

【質疑】

◆外国関係会社に係る所得課税の特例の見直しについて

- ①日本での納税との2重課税にならないため、海外に会社をもつ事業者で、「法人税から引ききれない場合」となると、法人税がかなり高い国の場合など、まれなケースだと感じるが、見直しの理由として「対象事業所が増えてきた」または「こんなケースがある」など国からの事例があるのか？

◆延滞金の見直しについて

- ①延滞金の免除は、条件を満たした事業所であることが前提だが、期限を過ぎてからでは対象とならないのか？
- ②今回の見直しの周知について
同じように法人の確定申告をした場合、今回の計算期間の見直しを知っている事業所と知らなかったという事業所では、同じように期限を過ぎても延滞金が免除されるところと、これまで通り徴収される場合が出てきてしまうと、「周知」をしっかりと行うことが重要だが
どのような周知を考えているのか？

議案第33号 国民健康保険税について 反対討論

討論の前に、今回、専決処分とせず、臨時で議会の招集を行った市長の姿勢については、大府市として前進した点であると思っています。

そこで、社会保障の一つであります「国民健康保険」はできるだけ被保険者の負担を減らすことが重要であります。その点で、5割、2割軽減の金額を引きあげたことで、45世帯、約166万円の軽減となる点は筋の通った改定であります。

しかし、課税限度額の改定については、「89万円」が「93万円」にあがります。
大府市は医療分について知多半島でも、高い設定の自治体に入る上、さらに今回、54万円から58万円に引き上げられるものです。

対象者としては、一定の所得のある世帯も含まれますが、この3月議会で所得割税率が4.3%から4.7%に引き上げられたばかりであり、今後、資産割をなくしていく過程で、所得割も含め、被保険者全体への保険税の負担増が懸念されます。

今回の医療分を4万円引き上げますと、約1100万円の市民の負担増となります。新年度からの国保の大きな改正での負担が重なることを考えても、課税限度額の引き上げは据え置くべきであります。

さらに、被保険者や自治体だけの負担でまかなう国保運営については限界があります。社会保障としての責任を果たすために、国の税金の使い方を見直し、国や県から地方への税金を増やすことを強く求めるよう意見を申し上げ、**反対**といたします。

以上